

TRIPs 協定第 63 条のウィーン条約法条約と国際慣習規則による「目的論的」解釈

— 中国 SEP 事件に係る EU 情報提供要請事案の検討 —

竹内誠也 (山口大学大学院 技術経営研究科 教授・弁理士)

‘Teleological’ Interpretation of TRIPs Article 63 Based on the Vienna Convention on the Law of Treaties and Customary International Law : Analysis of EU’s Request for Information Provision on China’s SEP Cases

Seiya S. Takeuchi, Esq.

Professor, Graduate School of Innovation and Technology Management, Yamaguchi University

【要旨】 2021 年 7 月に欧州連合 (EU) から中国での複数の標準必須特許 (SEP) 事件に関して TRIPs 協定第 63 条第 3 項に基づく情報提供要請が行われたものの、中国政府は硬直的な制定時「文脈」の解釈による条項理解に基づき回答を事実上拒否している。

しかしながら TRIPs 協定の解釈は、ウィーン条約法条約 (VCLT) の諸規定及び加盟国にて継続支持された国際慣習規則に基づき、TRIPs 協定第 7 条及び第 8 条の「趣旨及び目的」規定に照らした「目的論的 (teleological)」解釈により行われるべきである。よって第 63 条第 3 項に基づく要請がなされた情報については、加盟国間における「技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益」(第 7 条)に不可欠な情報であることから、原則として情報提供要請を受けた加盟国には誠実な回答を行う義務があるものと考えられる。

【キーワード】 TRIPs 協定 標準必須特許 情報提供要請 ウィーン条約法条約 訴訟差止命令

【受領日】 2021 年 11 月 4 日 【採択日】 2022 年 4 月 5 日

【Abstract】 The European Union (EU) requested information on multiple Standard Essential Patents (SEP) cases in China pursuant to Article 63.3 of the TRIPs Agreement in July of 2021, but the Chinese government refused to answer by a reason of its own unique understanding of the article based on the overly ‘solid’ interpretation approach.

However, interpretation of the TRIPs Agreement should be based on the ‘teleological’ interpretation approach, which takes account of the ‘Objectives and Principles’ of treaty (Article 7 and 8 of the TRIPs Agreement), specified in the Vienna Convention on the Law of Treaties (VCLT) and international customary rules that has been supported by the member states of the WTO. Accordingly, since the information requested under Article 63.3 is indispensable for ‘mutual benefit of creators and users of technical knowledge’ (Article 7) in the member states, the member state that receives the request for information should be obliged to give a sincere response.

【Keywords】 TRIPs Agreement Standard Essential Patent Request for information Vienna Convention on the Law of Treaties Anti-suit injunction

【Date of receipt】 November 4, 2021 【Date of approval】 April 5, 2022

1. 概要

2021年7月6日付けにて TRIPs 理事会は、欧州連合 (EU) から中国に対して TRIPs 協定第 63 条第 3 項に基づく情報提供要請が行われた旨を公表した¹。当該要請においては、中国での標準必須特許 (SEP) に係る複数の争訟事件に対する司法情報の提供が求められており、TRIPs 協定下における知的財産権行使の透明性確保に関する事案として注目される。対象となる SEP 事件には最高人民法院により「訴訟差止命令 (anti-suit injunction)」がなされた 2020 年の *Conversant v. Huawei* 事件 (最高人民法院)² ほか合計 4 つの SEP 事件が含まれ、これら事件の全てについて、中国政府裁判例ウェブサイト³ またはその他の手段により詳細情報の提供がなされるよう要請されている。

本稿では、上記情報提供要請への回答を事実上拒否した中国政府による TRIPs 協定解釈を検証のうえ、条約法条約及び国際慣習規則に基づく条約の「目的及び趣旨」に鑑みた第 63 条第 3 項に係る「目的論的 (teleological)」解釈の必要性を明らかにする。

2. EU による情報提供要請と中国政府の回答

2.1. TRIPs 協定第 63 条第 1 項及び第 3 項

TRIPs 理事会公表によれば、中国に対する EU からの本件要請は、TRIPs 協定第 63 条 (透明性の確保) における加盟国への情報提供要請 (第 63 条第 3 項) をその根拠として行われている。

同第 63 条の第 1 項は、イ) TRIPs 協定が規定する事項に係る「法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定」の情報を、各加盟国は「公表」又は「公に利用可能」(第 63 条第 1 項) とする必要があることを義務付けるとともに、またその第 3 項は、ロ) 「特定の司法上若しくは行政上の決定又は 2 国間協定」について、「十分に詳細情報」を得られるよう加盟国は他の加盟国に対して要請可能 (同条第 3 項) であることを規定している。

2.2. EU 情報提供要請の対象となる司法決定等

本事案での要請では、中国裁判所にて外国裁判管轄での関連訴訟係属を禁ずるいわゆる「訴訟差止命令 (anti-suit injunction)」が下された直近の諸事件、イ) *Conversant v. Huawei* 事件 (最高人民法院)、ロ) *OPPO v. Sharp* 事件 (最高人民法院)、ハ) *Xiaomi v. InterDigital* 事件 (武漢中級人民法院)、及びニ) *Samsung v. Ericsson* 事件 (武漢中級人民法院) が、情報提供の対象とされている⁴。EU からの要請では、これら事件のうち「イ) *Conversant v. Huawei* 事件 (最高人民法院)」のみが中国政府公式ウェブサイトより情報入手可能であり、他の諸事件につき「EU は、他の 3 つの事件の判決を見つけ得るか否か、どこで見つけることができるかを明確にし、これら情報を提供しよう中国に求めたい」⁵ 旨が述べられている。なお本件要請によれば、これら事件のうち一部は「暫定措置 (inaudita altera parte)」としての処分であるとされ⁶、また仮処分措置などに留まる司法決定及び「イ) *Conversant v. Huawei* 事件 (最高人民法院)」に係るガイドラインについても、その情報提供要請の対象とされていることに注意を要する。

これら対象事件の概要は、以下のとおりである。まず「イ) *Conversant v. Huawei* 事件 (最高人民法院)」では、*Conversant* 社が有する無線通信技術に係る複数の標準必須特許に関して、*Huawei* 社 (華為) 及び同関連会社による中国市場の端末製品事業での実施行為が争われた。

本件で *Huawei* 社及び同関連会社は中国国内にて、同特許に係る非侵害の確認請求および FRAND 条件に適合した実施許諾料率の確認などを求め、2018 年に江蘇省南京市中級人民法院への提訴を行っている⁷。これを受け 2019 年 9 月に同法院は、非侵害確認請求の対象とされた *Conversant* 社の特許については、既に国家知的財産局により全部無効とされていることを確認する判決を下している。

他方でドイツ連邦共和国にて *Conversant* 社は、自社がドイツにて保持する上記中国特許に対応する欧州特許に基づき、同国デュッセルドルフ地裁にて *Huawei* 社及び同ドイツ関連会社に対して特許侵害差止請求等を求めて提訴を行った。この結果、2020

年 8 に同地方裁判所は判決を下し、Huawei 社及び同ドイツ関連会社が当該特許を侵害するものとして、差止請求を認容するに至っている。

かかる中国およびドイツ裁判所での判断が併存する状況下において、中級人民法院からの上訴を受けた最高人民法院は、ドイツ裁判所にて下された特許侵害差止判決の執行に関する Huawei 社からの訴訟差止命令の請求を認容した。具体的に本事件にて同法院は、中国国内において最高人民法院での対象特許に関する終審判決が下されるまえに、Conversant 社はデュッセルドルフ地方裁判所判決の執行を申請してはならない旨を裁定したものである。

次に「ロ」OPPO v. Sharp 事件（最高人民法院）」は、日本企業たるシャープ社の中国子会社（サイエンビジップ社）が OPPO 公司に対して中国にてライセンス交渉を継続していた無線通信技術に係る標準必須特許に基づき、2020 年にシャープ社が日本及びドイツにおいて OPPO 公司製品に係る特許侵害差止請求訴訟を提起したものである。これら提訴を受け OPPO 公司及び同社の深圳分公司たる OPPO 深圳公司是、シャープ社及び同社中国子会社のライセンス交渉経緯が FRAND 条件によるライセンス義務を遵守していない旨の確認訴訟を、同年 3 月に深圳市中級人民法院に対し提起することとなった⁸。同訴訟にて中級人民法院は、シャープ社側からの日本・ドイツ訴訟の係属を背景とした管轄異議を却下のうえ、本件特許侵害事件に対する中国裁判所による管轄権の存在を確認した。その後、本件の上訴を受けた最高人民法院は中級人民法院の判断を支持し、シャープ社からの訴えを棄却している⁹。

具体的にシャープ社の本件管轄異議の申し立てでは、中国特許に係る中国国内でのライセンス条件についての提訴を広州知的財産権法院の管轄に移送することと共に、日本・ドイツ等のその他の国又は地域の特許に係るグローバル・ライセンス条件についての訴えについては、これを棄却するよう請求がなされた。これに対して深圳市中級人民法院は、次のとおり確認のうえ本件申立を棄却している。すなわち同裁判所は、イ）あくまで本件ライセンス交渉における目的物はシャープ社の有する標準必須特許

のグローバル・ライセンス条件であることから、中国国内での中国特許ライセンス条件とグローバル範囲でのその他各国特許のライセンス条件に係る係争の管轄については、これらを分離して各々の管轄領域にて別途に司法裁判を行うべきとするシャープ社の主張は採用することできず、またロ）本件での特許実施製品の製造・販売地域は主として中国市場にあることから、中国の裁判所が一括してその審理を行うことが、全体的な紛争解決の効率を向上させ、紛争の効果的な解決が図れるものであるとし、結論としてシャープ社による本件管轄異議の申立は認められないと判示している。

続いて「ハ」Xiaomi v. InterDigital 事件（武漢中級人民法院）」では、InterDigital 社の保有する無線通信技術に係る標準必須特許に対する合理的なライセンス料率等に関する確認請求訴訟を、Xiaomi（小米公司）が 2020 年に武漢中級人民法院に対して提起している¹⁰。InterDigital 社の当該標準必須特許に係る特許侵害については、インドにおいても特許権侵害訴訟が提起されている状況であったが、インドにて係属する侵害訴訟の取り下げ命令を求める Xiaomi からの訴訟差止命令の請求について、武漢市中級人民法院はこれを認容する判断を下した。なお本件での訴訟差止命令は、インドでの訴訟のみならず、その他の国家管轄領域における訴訟についても、その対象としていることに留意を要する。特に武漢中級人民法院は、かかる本件での広範な訴訟差止命令について、イ）本事件での特許権者たる InterDigital 社がいわゆる NPE（Non-Practicing Entities：特許不実施事業体）であり、市場において特許製品の製造販売等を自ら行うものではないこと、またこの結果、ロ）同命令が下されたときにも、本件にて懸案とされる必須特許に係る標準技術の市場での実施と利用の実質的な障害となるものではなく、社会の公益を損なうものではないことから、これを認容するに至ったものと解される。

最後に「ニ」Samsung v. Ericsson 事件（武漢中級人民法院）」は、Ericsson 社及び同社子会社が有する FRAND ライセンス許諾の宣言がなされた無線通

信技術の標準必須特許について、サムスン社がライセンス料率等の確認請求訴訟を武漢市中級人民法院に対して、2020年12月に提起したものである。かかる中国での提訴を受け、Ericsson社は米国裁判所に対し、Ericsson社及び同子会社によるライセンス交渉がFRAND原則に違反するものではないことを旨とした確認請求訴訟を提起したところ、サムスン社側が武漢市中級人民法院にて訴訟差止命令を求める請求を行うに至ったものである¹¹。特に本件ではEU加盟国たるスウェーデンに所在するEricsson社のスウェーデン本社（ストックホルム）が上記提訴を行っており、その結果として本事案でのEUからの情報提供要請の対象となっているものと考えられる。本件にて武漢中級人民法院は、イ）同事件での訴訟差止命令の措置は、国際民事訴訟秩序を必ずしも損なうものではなく、またロ）同命令は、両当事者間における争訟の一括的な解決を可能とし、複数の国家管轄領域における司法の管轄権競合を回避させるものであるとして、結論として訴訟差止命令の請求を認容している。

2.3. EU 情報提供要請への中国政府回答

かかる情報提供要請を受けTRIPs 理事会は、2021年9月7日付けにて中国政府による回答を公表している¹²。同回答にて中国政府は、「TRIPs 協定第63条第3項に基づくEUによる情報提供要請に留意」するものの¹³、当該要請にて対象とされる諸事件は、中国法制においては単に「参照（cases for reference）」される対象に過ぎず、「一般適用される法的効力を持たない（no legal effect of general application）」ことから¹⁴、同第63条第3項による要請に対して「中国が応答する義務はない」ものと主張する¹⁵。この結果、本事案は「既存の二国間チャネルを通じて更なる議論を行う」べきものとし、TRIPs 協定上の義務としての情報開示の回答を中国は事実上拒否している状況にある。

本事案での中国政府主張の適否を判断するには、まずTRIPs 協定第63条第3項の意義と解釈のあり方を確認する必要がある。よって、次節ではまず同項の一般的な理解と解釈上の問題点を明らかにする。

3. 第63条第3項の一般的理解と解釈上の課題

TRIPs 協定第63条第3項はその第一文にて、イ）同条第1項にて公表義務の対象とされる「法令、最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定（Laws and regulations, and final judicial decisions and administrative rulings of general application）」（同条第1項）に関する情報につき、各加盟国は積極的に「情報を提供することができるように準備する（shall be prepared to supply）」（同条第3項第一文）義務を負うことを明らかにしている¹⁶。さらに同条第3項第二文は、同条第1項に規定される情報に加え、ロ）各加盟国の「特定の司法上若しくは行政上の決定（a specific judicial decision or administrative ruling）」等につき、他の加盟国は「十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる（may also request in writing to be given access to or be informed in sufficient detail）」（同条第3項第二文）権利を有する旨を定めている¹⁷。

しかしながら、本項第一文と第二文に基づく情報提供要請に対する加盟国の回答義務の内容と存否は、必ずしも明確ではない。とりわけ本項第一文に係る文言解釈のあり方に関する議論に加え、同第二文に係る情報提供要請の対象となる「特定の司法上若しくは行政上の決定」に係る加盟国の回答義務については、同条第3項にて「条文上の明示的な規定が置かれていないこと」から、必ずしも厳格なものではないと解する立場（「消極説見解」）¹⁸があることに注意を要する¹⁹。

本件における中国政府の対応は、イ）かかる第一文の適用を限定的文言解釈により否認のうえ、ロ）第二文についても上記「消極説見解」に立脚して第63条第3項解釈を行い、これらによりTRIPs 協定上の義務としての回答を全て拒否しているものと推認される²⁰。かかる中国政府解釈の可能性をより精緻に整理するため、次節では同項第一文と第二文に係る学説と紛争事例での理解を更に検証する。

4. 第 63 条第 3 項解釈に係る文献理解と紛争事例

4.1. 第 63 条第 3 項解釈に係る UNCTAD・ICTSD 文献と WTO 事務局文献による実務検討

国際連合貿易開発会議 (UNCTAD) と ICTSD (International Centre for Trade and Sustainable Development: 1996 年にスイス・ジュネーブにて設立の独立非営利団体) との共同プロジェクトの成果として取りまとめられた Resource Book on TRIPS and Development (2005) 文献での検討によれば、第 63 条第 3 項第一文が対象とする同条第 1 項規定の「司法上の決定」については、これが単に「最終的な司法上の決定」を意味するものであるか、または限定的文言解釈により「最終的かつ一般に適用される司法上の決定」を意味するものかにつき議論の余地があるとされる。

すなわち同検討にて UNCTAD・ICTSD 文献は、「第 63 条第 1 項の文言からは、その情報公開義務が「最終的な司法上の決定」全般を対象とするのか、それともこれら決定のうち「一般的に適用されるもの」だけを対象とするのかが明確ではないことに注意」する必要があるとし、「一般的に適用される」との要件は「行政上の決定には明らかに適用される」ことに加えて、「司法上の決定」に対しても適用される余地がある旨を指摘する²¹。かかる「司法上の決定」に係る解釈余地の議論は、同条第 1 項の英文文言が「final judicial decisions and administrative rulings of general application (最終的な司法上の決定及び行政上の決定であって一般に適用されるもの)」と規定されており、「of general application (一般的に適用されるもの)」との字句が、「administrative rulings (行政上の決定)」のみならず「final judicial decisions (最終的な司法上の決定)」をも英文法上は修飾し得ることに起因する。

この点につき UNCTAD・ICTSD 文献は、イ) その検討の本文においては、あくまで「最終的な司法上の決定」の全般について情報公開義務の対象とされることを前提として検討を行っているものの、同時にロ) 同検討の脚注にて「最終的な司法上の決定」

のうち「一般的に適用されるもの」だけを対象とする限定的文言解釈の余地があることに言及している²²。

しかしながら他方で WTO 事務局知的財産・政府調達・競争部門による A Handbook on the WTO TRIPS Agreement (2020) 文献での検討では、UNCTAD・ICTSD 文献による分析とは対照的に、イ) TRIPs 協定第 63 条第 1 項第一文については「最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定 (final judicial decisions and administrative rulings of general application)」の公開が加盟国に求められるものと理解のうえ、司法決定に関する「一般適用」による限定解釈には何ら言及されていない。さらにロ) 同第 3 項における「一般適用」による限定解釈についても、単に「一般に適用される決定 (decisions of general application)」の情報開示を各加盟国は他の加盟国に対して請求し得るとのみ解釈を行い、司法決定に関する「一般適用」限定解釈への言及は存しない²³。すなわち WTO 事務局文献による条項解釈では、各加盟国の「最終的な司法上の決定 (final judicial decisions)」に関する第 63 条第 3 項第一文による情報開示請求の対象が「一般に適用される (general application)」ものに限られるとの限定解釈の余地には何ら言及されておらず、同対象としての「司法上の決定」に係る「一般適用」による限定に繋がる解釈議論を慎重に回避しているものと理解される。なお本文献での見解は、従来から WTO Analytical Index: Guide to WTO Law and Practice 報告にて示されてきた実務理解と同様のものであり、これを本文献の検討でも基本的に堅持しているものである²⁴。

以上より本事案における中国政府の回答義務の存否に係る検討は、まずイ) 第 63 条第 3 項第一文における司法決定に係る「一般適用」限定解釈の可否につき検討を要し、その後ロ) 同項第二文に基づき情報提供要請の対象となる「特定の司法上若しくは行政上の決定」に係る回答義務の存否に関する検討が必要となるものと考えられる。しかしながら、その条項解釈のあり方については、上記のとおり同

項第一文解釈に係る UNCTAD・ICTSD 文献と WTO 事務局文献による理解は必ずしも見解の一致をみるに至っておらず、また同項第二文による情報提供要請を受けた他の加盟国による回答義務については、UNCTAD・ICTSD 文献または WTO 事務局文献による検討のいずれも、その存否につき明確な結論を示すに至っていない。従って、第 63 条第 3 項第一文及び第二文の解釈のあり方については、更に過去の紛争事例における WTO 上級委員会及び各加盟国による理解を検討のうえ、これを明らかにする必要がある。

4.2. 第 63 条第 3 項解釈に係る紛争事例の検討

4.2.1. 第 63 条第 3 項第一文・第二文に係る 2006 年事案における中国政府解釈

第 63 条第 3 項に基づく情報提供要請とその解釈については、中国における知的財産保護の執行状況に関して米国、スイス及び我が国から要請がなされた 2006 年の先行事案がある。同事案にて中国政府は、同国の法制度ではコモン・ロー法制を採用していないため、そもそも同項第一文引用の第 63 条第 1 項が規定する「最終的な司法上の決定及び行政上の決定であって一般的に適用されるもの」に関する情報提供を行う立場にはないと、UNCTAD・ICTSD 文献による分析に準じた主張を行っている²⁵。

2006 年の同事案は、中国の主としてソフトウェア等の著作権侵害案件に係る刑事訴追裁判などの情報が十分に開示されていない状況に関して²⁶、米国政府が日本及びスイスとともに TRIPs 協定第 63 条第 3 項に基づく請求を行ったものである。本件請求当時の中国国内においては、著作権侵害による米国企業等の損失は毎年 25 億ドルから 38 億ドルの規模に至るものであり²⁷、ビジネスソフトウェアなどによる著作権侵害は米国政府の重大な関心事であるとされていた。特に米国政府は、中国国内にて TRIPs 協定第 61 条規定の抑止力のある刑事訴追制度の十分な実施が報告されていないことを指摘し²⁸、著作権侵害行為への刑事訴追裁判に関する有罪判決の件数及び下された刑事罰に関する透明性の確保を同事案にて求めている。

より具体的に米国政府は第 63 条第 3 項による本

件請求において、中国国务院新聞弁公室による白書「知的財産権保護の新たな進展」(2005 年 4 月)²⁹にて累積事件数の統計データのみが公表されている 2001 年から 2004 年ならびに 2005 年内の知的財産侵害事件に係る各事件の更なる詳細情報 (1. 法的根拠, 2. 救済策, 暫定措置及び侵害者, 3. 侵害場所, 侵害年及び管轄, 4. 刑事当局への事件移送, 5. 他の加盟国国民の関与, 及び 6. 関連製品) を提供することを³⁰、中国政府に対し要求したものである。

これに対し TRIPs 理事会公表によれば中国政府は、まず第 63 条第 3 項第一文による情報提供要請につき、「WTO 加盟国からの書面による要請に応じ、第 63 条第 1 項及び第 3 項第一文にて規定される情報をいつでも提供する準備ができています」³¹としながらも³²、「しかしながら中国はコモン・ロー法制に従っていないため、米国が要求する第 63 条第 1 項規定の「最終的な司法上の決定及び行政上の決定であって一般に適用されるもの」に該当する情報を提供する立場にない」³³ものとの主張を行っている³⁴。

この点、そもそも TRIPs 協定第 63 条第 3 項第一文を文言解釈の観点から判断する場合にも、イ) 同項第二文の規定文言のあり方、ならびにロ) TRIPs 協定の前身たる GATT (General Agreement on Tariffs and Trade) 第 10 条の条項解釈の状況に照らせば、中国政府が主張する第 63 条第 3 項第一文に関する限定解釈はその条項解釈として適切ではない。

すなわち、まず第一に第 63 条第 3 項第二文においては、特定の決定事案に係る加盟国による情報提供要請につき、単に「特定の司法上若しくは行政上の決定 (specific judicial decision or administrative ruling)」について要請が可能であると規定され、対象となる決定事案が「一般に適用される (general application)」ものであるか否かにつき、何ら限定を付していない。かかる第二文の規定のあり方に鑑みれば、TRIPs 協定は同項第一文の加盟国による情報提供要請の対象となる決定事案についても、その「一般適用」の有無を条件とすることなく、広く情報提供要請の対象としているものと解すべきである。

さらに第二に、TRIPs 協定の前身たる GATT に

てその情報公開につき同種の定めを置いていた GATT 第 10 条第 1 項文言³⁵の関係国による解釈実績に照らした場合にも、同項第一文は「司法上の決定」につき「一般適用」の有無を条件とすることなく、広く情報提供要請の対象としていえると考えられる。すなわち WTO 事務局による検討によれば、GATT 枠組みにおける過去の紛争事案では、「一般に適用される」文言の解釈は「行政上の決定」への適用が関係国により争われた例が報告されているのみであり、「司法上の決定」への適用につき「一般適用」の有無が争点とされた事案は報告されていないことを参酌すべきである³⁶。

以上に鑑みれば、第 63 条第 3 項第一文における情報提供要請の対象につき、対象となる「司法上の決定」は「一般に適用される」決定のみであるとする中国政府の限定解釈は、同項第一文の規定を文言解釈により判断する場合にも必ずしも適切な理解ではないと考えられる。

さらに第 63 条第 3 項第一文解釈に係る上記主張に加えて中国政府は、同項第二文に基づく「特定の司法上の決定及び行政上の決定」に関する情報提供要請についても、「第 63 条第 3 項は、情報を請求する加盟国の権利にのみ言及しており、これに応答する義務については規定されておらず」、また「その行われ得る応答に関する形式と時期的な要件についても規定していない」³⁷ことから、情報提供要請に対する被請求国の応答は条約上の義務ではなく、自国の裁量により判断する権利を有するとの条項解釈を行い³⁸、2021 年の本事案と同様に当該要請への回答を拒否している³⁹。

しかしながら、かかる中国政府による第 63 条第 3 項第二文の条項解釈が適切であるか否かは明らかではなく、TRIPs 協定を含む WTO 協定全般に適用される国際法上の条項解釈原理を確認のうえ、その解釈のあり方につき次節のとおり客観的な検証を行う必要がある。

4.2.2. WTO 協定解釈原理に係る 1996 年事案における WTO 上級委員会解釈

上記 2006 年事案における中国政府による TRIPs 協定第 63 条第 3 項第二文解釈の適否については、

これに先立つ 1996 年の国際法上の条約解釈原理に関する判断事例たる日本国アルコール飲料税事案（1996）に遡った検証を要する。

我が国のアルコール飲料に対する租税制度が争点とされた本事案では、欧州共同体（以下、「EC」）がカナダ及び米国とともに、日本に輸入されるウィスキー、コニャック及びホワイトスピリッツなどが、これら輸入スピリッツよりも日本国産の焼酎により低い税額を課す我が国の酒税制度の下で差別されており、これが GATT 第 3 条第 2 項に違反するものとして、1995 年に紛争処理のための小委員会（パネル）が設立されたものである。当該パネルにおいては、我が国の酒税制度が第 3 条第 2 項と抵触していると判断され、1996 年 7 月に各加盟国にその報告がなされた。これを受け日本政府は上級委員会に上訴を行ったが、同委員会においても我が国の酒税制度が GATT 第 3 条第 2 項に抵触している旨の前記パネルによる結論を確認する報告がなされ、最終的に 1996 年 11 月に同判断が採択されるに至っている⁴⁰。

また WTO 協定では、物品の貿易を規定する GATT、サービス貿易を規定する GATS（General Agreement on Trade in Services）及び知的財産権の貿易関連側面を規定する TRIPs 協定の全てに関する紛争を解決する際に適用すべき手続きとして、WTO 協定附属書二「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（Understanding on Rules and Procedures Governing the Settlement of Disputes：DSU）」の規定により「統一紛争解決手続（Integrated Dispute Settlement Procedure）」を創設しており、TRIPs 協定第 64 条第 1 項の規定により、同協定に関する紛争解決に関しては GATT 第 22 条及び第 23 条が適用されている。よって、本事案は日本国酒税法の GATT 第 3 条第 2 項抵触に係る紛争であるが、その GATT 前記両条に基づく手続きと解釈は、TRIPs 協定上の紛争に関する本稿分析にも適用可能なものである⁴¹。

かかる概要を有する本事案⁴²における審理にて、WTO 上級委員会は、WTO 協定に係る紛争事案についてはイ）同協定附属書二 DSU の第 3 条第 2 項⁴³

に従い審理すべきであり⁴⁴、ロ) その条項解釈は「国際公法の解釈に係る慣習的規則に従って対象協定の現行規定の解釈を明らかにする」(附属書二 DSU 第 3 条第 2 項第二文) 必要がある旨を適示した。さらに上級委員会によれば、同項規定の「国際公法の解釈に係る慣習的規則」には「条約法に関するウィーン条約 (Vienna Convention on the Law of Treaties: VCLT)」の第 31 条及び第 32 条が含まれ、TRIPs 協定を含む WTO 協定に係る条項解釈は国際法上にて確立されたこれらの慣習規則から切り離して審理し得ないものと解されている⁴⁵。

以上の WTO 上級委員会判断に鑑みれば、TRIPs 協定に係る紛争事案は上記附属書二 DSU の附属書一の記述により附属書二 DSU 第 3 条第 2 項の対象となる旨が明示されていることから、WTO 協定の一部を構成する TRIPs 協定の条項解釈についても「条約法に関するウィーン条約」第 31 条及び第 32 条に規定される解釈原理に従い判断されるべきものとなる。よって次節では、同条約規定の解釈原理の詳細につき更なる検証を行う。

5. 「条約法に関するウィーン条約 (VCLT)」と国際慣習規則による条約解釈原理

5.1. VCLT 第 31 条及び第 32 条における条約解釈原理

「条約法に関するウィーン条約」とは、国際法上の条約の締結、適用及び終了等に関する規則たる条約法に関する一般条約であり、国際連合の一機関である国際法委員会 (International Law Commission: ILC) によって、主として既存の国際法上の慣習規則を法典化のうえ、1969 年に作成された。特に同条約は、「国際関係の歴史における条約の基本的な役割」を考慮し、「条約が、国際法の法源として、また、国 (憲法体制及び社会体制のいかなを問わない。) の間の平和的協力を発展させるための手段として、引き続き重要性を増しつつあること」⁴⁶に鑑み、国際法委員会によって作成されるに至ったものである。

同条約では国際法における条約解釈のあり方につき、イ) その第 31 条第 1 項⁴⁷にて第一義的には「条

約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」ことを確認し、条約文等における文言の「文脈 (context)」及び条約の「趣旨及び目的」を参酌のうえ解釈をなすべきとする基本原則を明らかにしている。加えて、ロ) 同第 32 条⁴⁸にて「前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。」旨が規定され、前記第 31 条による解釈に限界がある場合の副次的手段として、「条約の準備作業及び条約の締結の際の事情」を補足的に参照し得るものとする。

両条の理解につき特に山根 (2007)⁴⁹ は、両条が規定された背景には「VCLT 第 31 条及び第 32 条の原案は、条約解釈に関して諸説が対立するなかで、ILC により考案された」状況が存したことに留意すべきとする。具体的には、①締約国が当該条約を締結した意図を重視する「当事者意思主義」、②条約テキストの文言を重視する「文言主義」、及び③解釈時に条約目的によって解釈を補完する「目的主義」、からなる条約解釈の諸原則のうち、「VCLT の解釈規則は、上記①、②、③説のいずれでもなく、②及び③の産物である」とされ、殊に「①は ILC における議論の流れのなかで重要性を失った」ことにより、準備作業や条約の締結の際の事情は、「31 条が規定する方法により得られた用語の意味を確認するため、あるいはその意味が不明確等である場合に、補助手段として参照されるもの」であることが確認されている。すなわち「当事者意思主義」による「ロ) 条約の準備作業及び条約の締結の際の事情への依拠 (VCLT 第 32 条)」については、あくまで「文言主義」と「目的主義」による「イ) 文言の「文脈 (context)」及び条約の「趣旨及び目的」による解釈 (VCLT 第 31 条)」からは判断不能場合にのみ参照される、極めて限定的な副次的解釈原理と位置づけられることに注目すべきである。

これらの結論として VCLT 規定の条約解釈においては、第一義的には「文言主義」と「目的主義」に依拠のうえ、第 31 条第 1 項により「条約は「文脈」

及び「条約の趣旨及び目的」に照らし合わせて判定される「用語の通常の意味」の探索にもとづき、誠実に解釈される」ことを基本原則とし、かかる意味にて「目的論的 (teleological)」解釈による条項理解を許容すべきものと総括されている⁵⁰。

以上のとおり WTO 協定の一部を構成する TRIPs 協定の条項解釈については、確立された国際慣習法上の要請として、VCLT に規定される「目的論的」解釈を許容する条約解釈原則に基づき適切に行われることが求められる。さらにかかる「目的論的」解釈原則は、TRIPs 協定締結後の加盟国実施においても、加盟国間の共通認識であるものとして WTO 閣僚会議「ドーハ宣言」(2001) 及びその後の第 31 条の 2 創設改正発効 (2017) の過程にて、次節のとおり継続して受容されている状況があることに留意すべきである。

5.2. WTO「ドーハ宣言」以降の国際慣習規則の加盟国受容

2001 年に採択された「TRIPs 協定と公衆衛生に関するドーハ宣言 (The Doha Declaration on the TRIPS Agreement and Public Health)」(以下、「WTO ドーハ宣言」)⁵¹とは、同年 11 月の WTO 閣僚会議にて作成された TRIPs 協定下における公衆衛生分野の知的財産の保護と利用のあり方に関する宣言文書である。特に同宣言は、加盟国の公衆衛生確保に不可欠な医薬品へのより良いアクセスのための特許権回避に関する同協定解釈のあり方を再確認するとともに、2017 年に発効することとなる「特許権者の許諾を得ていない他の使用」に係る TRIPs 協定第 31 条の 2 創設改正の実現を企図するものであった。

WTO ドーハ宣言の第 4 パラグラフ第二文後段では、「… 公衆衛生を保護し、特に全ての者による医薬品へのアクセスを促進する WTO 加盟国の権利を支援する形にて、この協定は解釈及び実施されるべきであると確認する。」⁵²として、TRIPs 協定条項の解釈においては同第 8 条第 1 項に規定される公衆衛生保護に係る TRIPs 協定の「趣旨及び目的」が参酌されるべきことを明らかにする。更に同パラグラ

フ第三文では、「これに関連して、我々は、この目的に鑑みた柔軟性を有するものである TRIPs 協定の各条項を、最大限に、利用し得る WTO 加盟国の権利を再確認する。」⁵³ものとし、同協定条項についてはその「趣旨及び目的」に照らした解釈が行われるべきことを、加盟国の認識として再確認している⁵³。より具体的に同第 5 パラグラフ第 a 号では、その条項解釈には、「(a) 国際公法の解釈の慣習的規則を適用し、TRIPs 協定の各条項は、特にその目的と原則に示されている協定の趣旨及び目的に照らして解釈される。」⁵⁴ことが含まれる旨が明示されている。

すなわち 2001 年時点における加盟国の認識として、WTO 協定の一部をなす TRIPs 協定については、「目的主義」に照らし VCLT に規定された条約解釈に係る国際慣習規則に従い、TRIPs 協定第 7 条及び第 8 条各項の諸規定を条約の「趣旨及び目的」として参酌のうえ解釈されるべきことが、前記 1996 年事件に続いて再確認されているものと評価できる。またかかる加盟国の立場は、少なくとも 2017 年の WTO ドーハ宣言第 6 パラグラフに基づく TRIPs 協定第 31 条の 2 創設改正の発効まで堅持されているものと推認される。

なおドーハ宣言における条項解釈の射程については、あくまでドーハ宣言が加盟国における公衆衛生に係る紛争処理の解決を目的とし、開発途上国における迅速な技術移転の促進と公正な知的財産利用の推進の必要性に鑑みて合意されたものであったことから、「ドーハ宣言の効果は、その文言にも明らかなように、公衆衛生が関わる技術分野に限定されており、紛争処理ケースにおいて、TRIPs 規定の解釈はこの分野において、多少異なったものになるであろうと思われる。」⁵⁵として、公衆衛生の保全と関連しない他の技術領域に係る紛争処理においても「目的論」的解釈アプローチが用いられるべきであるか否かについては、慎重に検討すべき課題であるとする指摘があることに注意を要する⁵⁵。

しかしながら、かかる「目的論」的解釈アプローチの射程とその標準技術分野への適用については、標準技術に係る加盟国の紛争処理には対象技術の公

正利用確保が近時強く求められ、特に開発途上国への迅速な技術移転と公正な権利活用の必要性が強調されていることを考慮すべきである。すなわち各加盟国においては、既に1990年代後半より各種通信技術のアナログ方式からデジタル方式への転換が加速し、これら通信インフラ関連の技術につき特許権を取得しつつ標準化団体活動等を通じて技術標準化していく実務が定着しており、この結果として無線通信技術等に係る標準技術の利用は、開発途上国を含む各加盟国における日常生活の維持に不可欠な社会インフラの一角を構成するに至っている⁵⁶。殊に既存の有線通信インフラが脆弱であったアフリカ諸国を始めとした開発途上国においては、その無線通信技術への依存とその標準技術のインフラ活用の要請は特に顕著なものとなっている。

かかる標準技術分野の国際社会での公益的位置づけに鑑み、広く技術移転と権利活用が求められる標準技術に係る加盟国の紛争処理へのTRIPs条項解釈については、公共利益への配慮を旨としたWTOドーハ宣言の第4乃至第5パラグラフにおける条項解釈のあり方と同様に、TRIPs協定の「趣旨及び目的」を積極的に参酌する「目的論的」アプローチを用いたうへ、その解釈が行われるべきと考えられる。

以上のとおり、条約の「趣旨及び目的」として参酌のうへ「目的論的」解釈を許容する条約解釈の国際慣習規則がTRIPs協定解釈においても適用されるべきとする認識は、特に公衆衛生分野との関連にて近時に至るまで加盟国間にて継続して受容されている状況がある。よってかかる加盟国受容の状況に照らし、公益的配慮を要する標準技術分野に係る本事案の第63条各項解釈についても、TRIPs協定の「趣旨及び目的」に照らし「目的論的」に条項解釈のうへ、次節のとおり第63条第3項第二文の要請に対する加盟国の回答義務は積極的に肯定されるべきと考える。

6. 第63条第3項の「目的論的」解釈と加盟国回答義務

上記のとおり、WTO協定の一部を構成する

TRIPs協定の条項解釈においては、条約の「趣旨及び目的」に鑑みた「目的論的」解釈がなされるべきである。すなわちTRIPs協定第63条第3項の解釈は、同第7条及び第8条の規定を条約の「趣旨及び目的」として参酌のうへ、「目的論的 (teleological)」⁵⁷に行うことが求められる。特に同項第二文の解釈では、第7条⁵⁸が規定するTRIPs協定の目的を慎重に参酌する必要がある。同条が「技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益」となる知的財産権の保護及び行使の確保を求めていることを特に重視すべきと考える。

従って同項解釈にあたっては、第63条第3項第二文後段が「当該特定の司法上若しくは行政上の決定若しくは2国間協定を利用すること又はこれらの十分詳細な情報を得ることを書面により要請することができる。」とのみ制定時に記述され、情報提供要請を受けた加盟国の回答義務を明記していない「文脈 (context)」たることを根拠とする過度に硬直的な解釈を行い、各加盟国に協定上の回答義務は存しないものとし、各国裁量により回答要否を判断し得るとする立場は妥当ではない⁵⁹。

むしろ同項第二文の解釈について、特にこれが国際社会にて公益性が強調される分野の知的財産の権利活用に係るものであるときには、TRIPs協定第7条の「趣旨及び目的」規定に照らして積極的に「目的論的」解釈がなされるべきであると考えられる。具体的には、他の加盟国が「協定に基づく自国の権利に影響を及ぼす」ものである「知的所有権の分野に関する特定の司法上若しくは行政上の決定又は2国間協定」に関する情報は、加盟国間における「技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益」(TRIPs協定第7条)に資する知的財産権の保護及び行使の確保に不可欠な情報であるため、原則として情報提供要請を受けた加盟国には誠実な回答を行う義務があると解すべきである。他方で、例外的に要請への回答が「技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益」を損なう特段の事情(特段の営業秘密保護に係る司法判断であって回答により当該秘密の開示が不可避となる特別な事案など)があるときにのみ、限定的に加盟国は回答義務を免れ得る余地があるものと判断すべきである⁶⁰。

7. 結論：本事案での加盟国回答義務と今後の展望

以上の TRIPs 協定第 63 条第 3 項第二文に係る理解に鑑みれば、本事案は公益的配慮を要する SEP 事件での特許権を対象とする訴訟差止命令に関するものであり、かつ営業秘密の保護等の「技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益」を損なう特段の事情が存する事案ではないことから、加盟国が回答義務を免れ得る例外対象には該当せず、原則どおり、情報提供要請を受けた加盟国には誠実な回答を行う義務があるものと解される。TRIPs 協定文言の「文脈」に係る過剰に硬直的な解釈に固執のうえ、支持される国際慣習規則に則った「目的論的」解釈を意図的に忌避しようとする不合理な協定条項解釈は許容されるべきではない⁶¹。

なお本件での加盟国対応からも明らかとなっており、TRIPs 協定における知的財産権行使等の透明性の確保に係る第 63 条第 3 項は、その対象とする加盟国の権利及び義務の明確性に課題があるものと考えられる⁶²。本項の「目的論的」解釈による適切な加盟国対応を継続堅持すると同時に、同第 71 条の規定に従った各加盟国実施状況の検討を行い、将来的な修正又は改正が適切に実現されることが期待される⁶³。

注

- 1 WTO Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, Request for information pursuant to Article 63.3 of the TRIPS Agreement; Communication from the European Union to China; IP/C/W/682 (6 July 2021) [hereinafter *EU's Request Communication 2021*], available at <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W682.pdf&Open=True>. Cf. Mark Cohen, EU Files Request at WTO for Chinese Disclosure of SEP Cases and Practices (6 July 2021), <https://chinaipr.com/2021/07/06/eu-files-request-at-wto-for-chinese-disclosure-of-sep-cases-and-practices/>, last visited 1 March 2022. 参照、二又俊文「SEP（標準必須特許）研究会：欧州委員会 TRIPs 協定に基づき、中国 SEP 判例への情報開示請求発出」（2021 年 7 月 7 日）(<https://ipr-study.wixsite.com/sep-research-japan>, 最終閲覧日 2022 年 3 月 1 日)。
なお本件につき 2022 年 2 月 18 日付けにて EU は、WTO 協定附属書二「紛争解決に係る規則及び手続に関する了解」第 1 条および第 4 条に基づく中国との協議（Consultations）の開始を要請しており、今後の動向が更に注目される（European Union, Subject: Request for Consultations by the European Union (18 February 2022) [hereinafter '*EU Consulta-*

- tions Request 2022*'], available at https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2022/february/tradoc_160051.pdf).
- 2 *Conversant v Huawei-Supreme People's Court Huawei Technologies Co., Ltd., Huawei Terminal Co., Ltd., Huawei Software Technology Co., Ltd. and Conversant Wireless Licensing Co., Ltd. on confirmation of not infringing patent rights and settling a series of disputes on standard-essential patent licensing* [Supreme People's Court (2019) Supreme People's Court 732, 733, No. 734 Civil Ruling] (华为技术有限公司, 华为终端有限公司, 华为软件技术有限公司与康文森无线许可有限公司确认不侵害专利权及标准必要专利许可纠纷系列案〔最高人民法院（2019）最高法知民终 732, 733, 734 号之一民事裁定书〕).
- 3 China Judgments Online, <https://wenshu.court.gov.cn/>, last visited 1 March 2022.
- 4 *EU's Request Communication 2021* at paras. 3-7.
- 5 *Id.* at para. 8.
- 6 *Id.* at para. 9.
- 7 遠藤誠「中国における最近の標準必須特許訴訟の動向」（2021 年 2 月 28 日）2-3 頁, available at https://www.bizlawjapan.com/wp-content/uploads/china_sepsoshou_01.pdf, *EU Consultations Request 2022* at 1-2, Fei Deng et al., *The Current State of SEP Litigation in China*, 35 (2) Antitrust 95, 100-101 (2021) [hereinafter '*Deng et al. 2021*']. Cf. Thomas F. Cotter, Is Global FRAND Litigation Spinning Out of Control?, 2021 Patently-O Pat. L.J. 1, 21 (2021) [hereinafter '*Cotter 2021*'].
- 8 最高人民法院（2020）最高法知民终 517 号。前掲注遠藤 11-12 頁, *EU Consultations Request 2022* at 3-4, *Deng et al. 2021* at 101. Cf. *Cotter 2021* at 14, China IP Law Update, China's Supreme People's Court Affirms Right to Set Royalty Rates Worldwide in OPPO/Sharp Standard Essential Patent Case (5 September 2021), <https://www.chinaiplawupdate.com/2021/09/chinas-supreme-peoples-court-affirms-right-to-set-royalty-rates-in-world-wide-in-oppo-sharp-standard-essential-patent-case/>, last visited 1 March 2022.
- 9 Guangdong Oppo Mobile Telecommunications Corp., Ltd (Oppo), Newsroom, IP, The Supreme People's Court Confirmed China's Jurisdiction Over SEP Global Rate Setting in the OPPO and Sharp Case (2 September 2021), available at <https://www.oppo.com/en/newsroom/ip/jurisdiction-over-sep-global-rate-setting/>.
- 10 湖北省武漢市中級人民法院（2020）鄂 01 知民初 169 号之二。前掲注 7 遠藤 6-7 頁, *EU Consultations Request 2022* at 2-3, *Cotter 2021* at 21. Cf. *Deng et al. 2021* at 101-102, JUVE Patent, Anti-suit injunction: InterDigital signs licensing agreement with Xiaomi (6 August 2021), <https://www.juve-patent.com/news-and-stories/people-and-business/interdigital-and-xiaomi-sign-licensing-agreement/>, last visited 1 March 2022.
- 11 湖北省武漢市中級人民法院（2020）鄂 01 知民初 743 号。前掲注 7 遠藤 16-17 頁, *EU Consultations Request 2022* at 4, *Cotter 2021* at 22. Cf. *Deng et al. 2021* at 95, Richard Vary, Samsung v Ericsson and why anti-anti-suit injunctions are a dead end (17 March 2021), <https://www.iam-media.com/frandseps/samsung-v-ericsson-and-why-anti-anti-suit-injunctions-are-dead-end>, last visited 1 March 2022.
- 12 WTO Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, Response to the European Union's request for information pursuant to Article 63.3 of the TRIPS Agreement; Communication from China; IP/C/W683 (7 September 2021) [hereinafter *China's Response Communication 2021*], available at <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=q:/IP/C/W683.pdf&Open=True>.
- 13 *Id.* at para. 2.

- 14 *Id.* at para. 4.
- 15 *Id.* at para. 2.
- 16 UNCTAD & ICTSD, RESOURCE BOOK ON TRIPS AND DEVELOPMENT 645 (2005) [hereinafter *UNCTAD RESOURCE BOOK*]. Cf. Thomas E. Volpera, *TRIPS Enforcement in China: A Case for Judicial Transparency*, 33 Brook. J. Int'l L. 309, 337-339 (2007), Natalie P. Stoianoff, *The Influence of the WTO over China's Intellectual Property Regime*, 34 (1) The Sydney Law Review 65, 76-79 (2012) [hereinafter *Stoianoff 2012*], available at https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=2069697, WTO, A HANDBOOK ON THE WTO TRIPS AGREEMENT 167-168 (Antony Taubman et al. eds., 2d ed. 2020), JIANQIANG NIE, THE ENFORCEMENT OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS IN CHINA 155-156 (2006). See also Peter K. Yu, A Half-Century of Scholarship on the Chinese Intellectual Property System, 67 Am. U. L. Rev. 1045, 1127-1128 (2018), Jessica Brum, Technology Transfer and China's WTO Commitments, 50 Geo. J. Int'l L. 709, 732-733 (2019). 参照 尾島明『逐条解説 TRIPs 協定』265 頁 (日本機械輸出組合, 1999), 鈴木将文「中国—知的財産権の保護・実施に関する措置 (WT/DS362/R)-TRIPs 協定の権利行使に係る規律をめぐって」経済産業研究所ポリシーディスカッション・ペーパー 11-P-0011 1 頁, 24 頁 (2011), 堀内博「WTO 体制下の TRIPs 協定に関する分析—知的財産権とその透視性—」日本大学大学院総合社会情報研究科紀要 第 7 号 621 頁, 630 頁 (2006).
- 17 Cf. *UNCTAD RESOURCE BOOK* at 646.
- 18 *Id.* なお 2006 年 1 月 23 日付け TRIPs 理事会公表の米国からの第 63 条第 3 項要請への中国政府回答においても, その第 8 パラグラフにて同一内容の消極説見解が表明されていることが注目される (*China's Response Communication 2021* at para. 8. Cf. *Stoianoff 2012* at 78.).
- 19 しかしながら TRIPs 協定第 63 条第 3 項の解釈については, 国際法上に確立されたウィーン条約法条約第 31 条による法源解釈に従い, TRIPs 協定第 7 条・第 8 条規定の「目的」と「原則」の規定に従い合理的な条項解釈がなされるべきと著者は考える。なおカリフォルニア州立大学バークレー校マーク・コーエン氏も, 「目的論的解釈 (teleological interpretation)」に言及のうえ同様の見解を下記にて示唆している (cf. Mark Cohen, *China Responded to EU Article 63 Request* (7 September 2020), <https://chinaipr.com/2021/09/08/china-responds-to-eu-article-63-request/>, last visited 1 March 2022).
- 20 中国政府検討においては, 消極説見解に立ちつつ, コモンロー体系・シビルロー体系における司法判決の法的位置付けの相異 (すなわち「一般適用」と「参照」利用) を前提に, EU が要請対象とする諸事件 (特に公式ウェブサイト未記載の 3 事件) が第 63 条第 1 項「法令, 最終的な司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定」の対象となり得るか否かが, その念頭に置かれている可能性があるものとする (Cf. *Stoianoff 2012* at 77-78).
- 21 *UNCTAD RESOURCE BOOK* at 641.
- 22 *Id.* at 641-642.
- 23 WTO, A HANDBOOK ON THE WTO TRIPS AGREEMENT 168 (Antony Taubman et al. eds., 2d ed. 2020).
- 24 なお第 63 条第 3 項第二文による情報提供要請を受けた他の加盟国による回答義務については, UNCTAD・ICTSD 文献による検証及び WTO 事務局文献による検証のいずれにおいても, 義務の存否につき確定的な結論を示していない。Cf. WTO, WTO Analytical Index: Guide to WTO Law and Practice, TRIPS Agreement-Article 63 (Practice) at 1, available at https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/trips_art63_oth.pdf.
- 25 Response to a Request for Information Pursuant to Article 63.3 of the TRIPS Agreement, Communication from China, IP/C/W/465 (23 January 2006) [hereinafter *China's Communication 2006*], available at https://chinaipr2.files.wordpress.com/2021/09/chinese-response-to-art.-63.ip_c.w.465.pdf.
- 26 USTR, Press Release 2005-65 (26 October 2005), available at https://ustr.gov/archive/Document_Library/Press_Releases/2005/October/USTR_Pursues_WTO_Process_to_Probe_IPR_Enforcement_in_China.html. Cf. *Stoianoff 2012* at 77.
- 27 USTR, 2005 Special 301 Report (29 April 2005) at 16-17, available at <https://ustr.gov/sites/default/files/2005%20Special%20301%20Report.pdf>.
- 28 *Id.*
- 29 中华人民共和国国务院新闻办公室「中国知识产权保护的新进展」(2005 年 4 月), available at http://www.gov.cn/zwgk/2005-05/27/content_1605.htm.
- 30 WTO Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, Request for Information Pursuant to Article 63.3 of the TRIPS Agreement: Communication from the United States, IP/C/W/461 (14 November 2005).
- 31 'China is always ready to provide, in response to a written request from any WTO Member, information referred to in Article 63.1 and the first sentence of Article 63.3.'
- 32 *China's Communication 2006* at para. 4.
- 33 '... it is not in a position to provide any such "judicial decisions and administrative rulings of general application" as requested by the United States and within the meaning of Article 63.1 of the Agreement.'
- 34 *China's Communication 2006* at para. 4.
- 35 GATT 第 10 条第 1 項第一文:
第十条 貿易規則の公表及び施行
締約国が実施する一般に適用される法令, 司法上の判決及び行政上の決定で, 産品の関税上の分類若しくは評価に関するもの, 関税, 租税その他の課徴金の率に関するもの, 輸入, 輸出若しくはそれらの支払手段の移転の要件, 制限若しくは禁止に関するもの又は産品の販売, 分配, 輸送, 保険, 倉入れ, 検査, 展示, 加工, 混合その他の使用に影響を及ぼすものは, 諸政府及び貿易業者が知ることができるような方法により, 直ちに公表しなければならない。
- 36 WTO, WTO Analytical Index: Guide to WTO Law and Practice, GATT 1994-Article X (Jurisprudence) at 7-9, available at https://www.wto.org/english/res_e/publications_e/ai17_e/gatt1994_art10_jur.pdf.
- 37 'Furthermore, China has noted that Article 63.3 of the TRIPS Agreement only refers to a Member's right to request information, but there is no mention of a corresponding obligation of the requested Member to actually follow the request. Nor does it provide any formality and time requirement for any possible response.'
- 38 *China's Communication 2006* at para. 8.
- 39 なお本事案では第 63 条第 3 項第二文に基づく米国等の要請につき, あわせて「米国の TRIPs 協定上の権利が影響を受け得ることを証明する理由や事実が請求に明示されていない」ことを根拠として, 中国政府が応答を拒絶していることにも注意を要する。Cf. *China's Communication 2006* at para. 5.
- 40 Report of the Appellate Body, Japan-Taxes on Alcoholic Beverages, WT/DS8, 10, 11/AB/R (4 October 1996) [hereinafter *Appellate Body Report 1996*], available at <https://docs.wto.org/dol2fe/Pages/SS/directdoc.aspx?filename=Q:/WT/DS/8ABR.pdf&Open=True>.
- 41 なお本事案判断にて留意すべき事項として, 紛争解決に関して採択されたパネル報告書の国際法上の効力についての上級委員会決定による言及が挙げられる。この点につき同上級委員会は, 条約解釈に関する一般的な規則を規定するウィーン条約法条約 (VCLT) 第 31 条第 3 項第 b 号の「条約の適用につき後に生じた慣行」としてパネル報告書が取り扱われないものと指摘していることに注意を要する [cf. *Appellate Body Report 1996* at 33].
- 42 Japan-Taxes on Alcoholic Beverages, Report of the Appellate Body, WT/DS8, 10, 11/AB/R (4 October 1996) at 9.
- 43 Article 3. General Provisions

2. The dispute settlement system of the WTO is a central element in providing security and predictability to the multilateral trading system. The Members recognize that it serves to preserve the rights and obligations of Members under the covered agreements, and to clarify the existing provisions of those agreements in accordance with customary rules of interpretation of public international law. Recommendations and rulings of the DSB cannot add to or diminish the rights and obligations provided in the covered agreements.
- 44 当該了解の附属書一の記述により、TRIPs 協定に係る紛争事案も本第 3 条第 2 項の対象となる旨が明示されている。
- 45 United States-Standards for Reformulated and Conventional Gasoline, WT/DS2/9 (20 May 1996), at 19.
- 46 参照。VCLT 前文。
- 47 VCLT 第三十一条（解釈に関する一般的な規則）
1 条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。
- 48 VCLT 第三十二条（解釈の補足的な手段）
前条の規定の適用により得られた意味を確認するため又は次の場合における意味を決定するため、解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる。
(a) 前条の規定による解釈によつては意味があいまい又は不明確である場合
(b) 前条の規定による解釈により明らかに常識に反した又は不合理な結果がもたらされる場合
- 49 山根裕子「TRIPs 協定の解釈をめぐる論争—ウィーン条約法条約との関連において—」日本国際経済法学会年報 第 16 号 135 頁、137-139 頁 (2007)。Cf. Susy Frankel, WTO Application of "the Customary Rules of Interpretation of Public International Law" to Intellectual Property, 46(2) VA. J. INT'L L. 365, 386-387 and 390-391 (2006), Nattapong Suwan-in, Compulsory License, a Long Debate on TRIPS Agreement Interpretation: Discovering the Truth of Thailand's Imposition on Pharmaceutical Patents, 7(1) Asian Journal of WTO & International Health Law and Policy 225, 232-233 (2012), ANTHONY AUST, MODERN TREATY LAW AND PRACTICE 217-218 (3rd ed. 2013), RICHARD GARDINER, TREATY INTERPRETATION 211-213 (2nd ed. 2015)。
- 50 但し、山根は同時に「1966 年の ILC 報告まで、「条約の趣旨と目的」の概念は、用語の通常の意味を判定するための「条約全体の構造」を意味し、この条項が有効解釈原理に類似していたことは前述のとおりである。これに対し、解釈者が思索する条約目的は、解釈の補助的手段として、用語の意味が曖昧あるいは決定的でない場合にのみ、参照される仕組になっている。」旨を指摘していることに注意を要する。
- 51 Doha WTO Ministerial, Declaration on the TRIPS agreement and public health (WT/MIN (01)/DEC/2) (20 Nov. 2001), available at https://www.wto.org/english/thewto_e/minist_e/min01_e/mindecl_trips_e.htm. Cf. UNCTAD RESOURCE BOOK at 133-135.
- 52 'Accordingly, while reiterating our commitment to the TRIPS Agreement, we affirm that the Agreement can and should be interpreted and implemented in a manner supportive of WTO Members' right to protect public health and, in particular, to promote access to medicines for all.'
- 53 山根前掲注 49 145-146 頁。
- 54 '(a) In applying the customary rules of interpretation of public international law, each provision of the TRIPS Agreement shall be read in the light of the object and purpose of the Agreement as expressed, in particular, in its objectives and principles.'
- 55 山根前掲注 49 146 頁。
- 56 特許庁「標準必須特許のライセンス交渉に関する手引き」(平成 30 年 6 月 5 日) 1 頁。
- 57 本事案における「目的論的 (teleological)」解釈の必要性につき、cf. Mark Cohen, EU Files Request at WTO for Chinese Disclosure of SEP Cases and Practices (6 July 2021), <https://chinaipr.com/2021/07/06/eu-files-request-at-wto-for-chinese-disclosure-of-sep-cases-and-practices/>, last visited 1 March 2022. 参照。二又俊文「SEP (標準必須特許) 研究会：欧州委員会 TRIPS 協定に基づき、中国 SEP 判例への情報開示請求発出」(2021 年 7 月 7 日) (<https://ipr-study.wixsite.com/sep-research-japan>, 最終閲覧日 2022 年 3 月 1 日)。
- 58 TRIPs 協定 第 7 条：
第 7 条 目的
知的所有権の保護及び行使は、技術的知見の創作者及び使用者の相互の利益となるような並びに社会的及び経済的福祉の向上に役立つ方法による技術革新の促進並びに技術の移転及び普及に資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである。
- 59 参照。山根前掲注 49 146-147 頁。なお条約テキストの文言を重視する硬直的な「文脈」解釈に過度に拘泥することは妥当ではないと同時に、前記のとおり、締約国が当該条約を締結した意図を重視する「当事者意思主義」を第一義的な解釈基準として採用することは許されない。よって「当事者意思主義」解釈により加盟国の応答義務を否認する余地もまた存しないことに、あわせて留意すべきである。
- 60 TRIPs 協定の「趣旨及び目的」の詳細につき、参照。Peter K Yu (安藤和宏訳)「TRIPs 協定の目的と原則 (2・完)」知的財産法政策学研究 30 号 115 頁 (2010)。
- 61 なお前述のとおり、TRIPs 協定第 63 条第 3 項第一文の理解においても、その情報提供要請の対象となる「司法上の決定」は「一般に適用される」決定のみであるとする中国政府の限定解釈は、当該文言解釈の見地から必ずしも適切な理解ではない。よって同項第二文に基づく中国政府の回答義務のみならず、その第一文に基づく回答義務についても肯定すべき余地があるものと考えられる。
- 62 なお本件にて提起された「訴訟差止命令」の取り扱いについては、国際民事訴訟における国際礼譲のあり方などに係る争点を孕んでおり、国際私法などの観点からの法的検討が求められる。またあわせて条約法源解釈と国家管轄権などに係る国際法 (国際公法) 上の検証も望まれるものと考えられる。
- 63 特に協定改正の見通しにおいては、WTO 閣僚会議ドーハ宣言から第 31 条の 2 改正発効に至る過程を参考のうえ、ソフトロー・アプローチの視点に配慮すべきと考えられる。